

第八期第4回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日時 令和2年3月16日（月）：午後3時～3時50分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎20階交流会場
- 3 出席者 荻野委員、伊藤委員、中村委員、渡辺委員、吉田委員、藤本委員、
椿委員、浅井委員、松原委員、吉岡委員、柴宮委員、屋澤委員、
近藤委員（代理）
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - （1）開会
 - （2）練馬区福祉有償運送団体にかかる運送の対価について
 - （3）更新登録協議
 - ・特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま
 - ・特定非営利活動法人 通院移送センタータンポポ
 - （4）今後のスケジュールについて

（1）開会

会長 定刻となりましたので、ただいまから、第八期第4回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議については、時間はなるべく短くスムーズな議事進行に努めたいと考えております。皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

まずは、委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 委員の出席状況について、ご報告いたします。委員数15名のところ、現在12名の委員に出席いただいております。運営協議会としては有効に成立していることをご報告させていただきます。出席状況については、以上となります。

会長 では、次に配付資料の確認を事務局からお願いします。

事務局 （資料確認）

会長 過不足等はありませんか。もし何かありましたら、またお伝えいただければと思います。

（2）練馬区福祉有償運送団体にかかる運送の対価について

会長 次第2「練馬区福祉有償運送団体にかかる運送の単価について」に移らせていただきます。

こちらについては、前回の協議会において、各団体の運送の単価はどうなっているのかというお話をいただきましたので、お調べをしたものになります。事務局より説明をお願いします。

事務局 前回1月15日に行われました、第3回福祉有償運送運営協議会におきまして、練馬区の福祉有償運送団体の運送単価についてお調べするという事になっておりましたので、事務局でまとめさせていただきました。

資料3をご覧ください。福祉有償運送団体を距離制運賃と時間制運賃の2つに分けまして、特別区・武三交通圏のタクシー運賃と比較した表を作成いたしました。

左端の太枠内をご覧ください。1の距離制運賃には、2kmおよび5km乗車した場合の運賃を記載しております。2の時間制運賃には、30分および1時間乗車した場合の運賃を記載しております。タクシー運賃と比較しますと概ね4割から6割程度となっており、運送の単価は、タクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内と認められ、適正であると考えております。

資料3の説明は以上となりますが、ご質問等ありましたらお願いいたします。

会長 前回の審議でご意見をいただいたところであります。全体をお調べして説明させていただいたのですけれども、何かご質問等があればお願いします。

更新や新規の協議を行うときには、この協議会において利用料金についてもご審議をいただいております。ただ、全体がなかなか見えなかったこともありまして、今回お調べをしたところになります。距離制運賃や時間制運賃ということで、それぞれ若干違っていきますので、なかなか全部を相対的に比較するというのは難しいと思うのですけれども、調べられる範囲でこのような表にさせていただきましたので、何かご質問があればお受けしたと思っております。

委員 この協議会の最終的なゴール、目指しているところが、私は最初からの参加ではないので、よくわからないのですけれども、設立した当初は、車いすを乗せる車自体がそれほどなかったもので、行政の方がモデルを示してくださったということで、それに対しては、とてもありがたいことだと思っております。

先日、民間のUDタクシーのドライバーさんから、レクチャーを受けていないから車いすをどう扱っていいかわからなくて、車いすを乗せるのが怖いから乗せたくないという意見がありました。あと、身障者の場合は手帳の割引があり、利用料金の1割について値引きをいただいているのですけれども、会社にもよるのですが、ほとんどドライバーさんの負担だということで、そういうこともあって儲からないので乗せたくないということがあるらしいのです。手帳で割引していただくのはとてもありがたかったですけれども、それを聞いて衝撃を受けて、UDタクシーの車いす利用とか、他のタクシーにしる、車いすを乗せたくない理由が何となくわかる気がしたのです。

熱意はあっても、ビジネスとして軌道に乗せることはなかなか難しいのかなと思えました。せっかくこうやって集まって、運行していくノウハウを結集しているので、いずれはこれも行政としては民間に譲り渡していくと思うのです。そのときに、行政のノウハウを何か民間に活かすことができないかなと、資料を拝見しながら思いました。

会長 ありがとうございます。UDタクシーの件については、報道等もあったので、皆さんご存じだと思います。運輸支局から指導が入ったということで聞いておりますが、UDタクシーと表示しているわけですから、しっかりとした研修体制があるとか、事業者に課してしっかりと対応していただきたいというのが私たちの考えであります。

そういう意味で、国からしっかりとした対応をとるようにという指導を受けたと新聞報

道等で聞いておりますが、ユーザーの方から、まだまだあるよということがあれば、お声を発していただく方がいいだろうというのが、私の実感でもあります。

委員 どこに発したらいいのかわからないのもあります。

練馬区の方から介護タクシーのリストをいただいています、いざ利用したいときにかけますが、端から端まで電話をしても予約が一切とれない。私は1回もとれたことがなくて、なかなか上手くビジネスにのれないのは、どうしたらいいのかと思いながら、私たち利用者から何か発信できないかなと考えています。

会長 こういような協議会でのご発信であるとか、せっかく今日はタクシー業者の方も来ていただいて、この協議会に入らせていただいていますので、お声を伝えていただき、事業者としても、お客様とどうやっていくのが一番よろしいかということも含めて、考えていただければと思います。何かこれに関して、お願いします。

委員 国では、介護タクシーと普通のタクシーに許認可も出していますし、すぐ隣の部署で行政指導もしておりますし、この話も重く受け止めております。

実際、法令上で言えば、割引ができるのにしなかったというのは運賃の問題がありますし、当然公共交通機関なので、運送を引き受けないといけないという義務がありますので、構造的に乗車できない場合ではないのにお断りしたというのは、乗車拒否、違反にあたるというところの観点から、お話を個別判断して、また指導していくということをこれからやっていかないといけないし、今までもやってきたところでもあります。

後は、ビジネス的に成り立たないという部分もあって、なかなか難しいところがありますので、事業者さんとの話し合いが必要だと思っています。確かに福祉対応の負担だけではなくて、福祉対応をやることでお客さんを取り込む、やはりビジネスになるということが一番大事になってくるかと思っていますので。その辺のお話をきちんと伺っていきたくと思っています。

その他に、UDタクシーの普及自体を補助金等で進めておりまして、その条件にUDの研修を義務づけるとか、ソフト面より先にハード面が進んでしまっているのご意見もありますので、ソフト面、教育面等の充実も、今後図っていければいいなと思っています。ご意見ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。では、今回の資料について、他にご意見がなければ、次の次第に移らせていただきます。

(3) 更新登録協議

会長 更新登録協議については、今回は2件ということでお伺いしたいと思います。

はじめに、3(1)特定非営利活動法人移動サポートひらけごまの更新登録の協議に入ります。

協議にあたり、まず事務局からの更新登録に際しての変更点など大まかな説明を行い、その後に各団体の方から補足の説明を行う形で進めてまいります。まずは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、特定非営利活動法人移動サポートひらけごまの更新登録協議資料についてご説明をいたします。

資料1の要件確認表、A3の資料をご覧ください。前回、平成29年3月の更新登録協議と比較しまして、ご説明をさせていただきます。前回情報が右側、今回の申請内容が左側となっております。真ん中の変更に印のある項目が、変更のあった項目という見方となっております。

まず1番目「運送主体」および「事務所」につきましては、所在地に変更がございました。

次に、2番「法令順守」ですが、「宣誓書」に関して変更はございません。

3番「旅客から収受する対価」につきましては、今回変更はございません。

4番「使用車両」につきましても、変更はありません。

5番「運転者」について、前は13名でしたが、今回は普通免許の方が2名減り、二種免許の方が1名増ということで、計12名となっております。名簿につきましては、5ページおよび6ページ目に掲載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。なお、各運転手につきましては、免許証、講習受講等の確認をさせていただきました。

6番「輸送の安全及び旅客の利便の確保」につきましては、9ページ目をご覧ください。1(ア)運行管理責任者、(ウ)運行管理・整備管理に係る指揮命令系統の運行管理の責任者につきましては、変更がありました。続きまして、裏面の10ページ目をご覧ください。3の苦情処理体制におきまして、苦情処理担当者の変更がありました。

資料1の要件確認表にお戻りください。

7番「運送対象」について、会員数に変更がありました。イ、身体障害者が2名、ロ、要介護認定者が3名、ハ、要支援認定者が0名、その他0名、ということで、登録会員数が計5名となります。前回と比較しますと3名増となります。

8番「損害賠償措置」につきましては、変更はありませんでした。保険証の写しにて、対人、対物、無制限の加入を確認しております。

最後になりますが、19ページ目と20ページ目をお願いします。運送実績把握資料として、団体の3か年の運送実績等のデータをお示ししております。協議に当たっての参考資料としてご参照いただければと思います。事務局としては、説明は以上になります。

会長 事務局の説明が終わりましたので、移動サポートひらけごまさんから、補足説明がございましたら、よろしく願いいたします。

移動サポートひらけごま 補足説明は特にありませんので、よろしく願いいたします。

会長 皆様の方から、何か質問等がございましたら。

副会長 法人の所在地は西東京市ですよね。運送区域が、西東京市・武蔵野市・小平市・東村山市と練馬区ということで、西東京市や武蔵野市にも申請を出しているのでしょうか。

移動サポートひらけごま そうです。

副会長 内容は同じですか。

移動サポートひらけごま 同じです。

副会長 他の自治体でも継続されているということで理解していいですか。

移動サポートひらけごま はい。運協の区域ごとに申請を出しています。

副会長 5か所に出されているのですね。

移動サポートひらけごま 多摩の方が合同でやっていますので、武蔵野市さんと小平市

さんと東村山さんの3市においては、この間、協議会が終わりました。西東京市さんとこちらの練馬区さんと、3つの運営協議会に諮らせていただいています。

副会長 わかりました。

会長 ほかの方は、いいですか。お願いします。

委員 20ページに示されている運行実績ですけれども、練馬区だけのものですか、全体のものですか。

移動サポートひらけごま 全体の数値です。

委員 練馬区内ですと、旅客の範囲が身体障害者と要介護認定者のみとなっていますが、今後は増やすことは。

移動サポートひらけごま 西東京市が主体所在地で、道路を隔てて練馬区に入っておりまして、そういう境界線の方が4名です。あと1名の方は、もともと西東京市にお住まいで練馬区に転居された方なのですが、そのままうちのサービスをお使いになるということでした。利用者さんを増やすつもりではなく、一人一人ご事情があって、うちのサービスがよいということによってやっております。

委員 そうすると、西東京市内の会員さんがメインという感じでしょうか。

移動サポートひらけごま はい。武蔵野市さんもそうですし、ほかの小平市さんもそうですけれども、うちはキャラバンという大きな車があり、それでないと移動ができない重度の方がいるので、お住まいの事業者さんのキャラバンが空いていないうちに依頼があるので、うちを繋いでおきたいということです。

会長 ほかの方はよろしいですか。では、ほかはないようであれば、更新登録に向けて協議が調ったものといたします。移動サポートひらけごまさん、ありがとうございました。

では、続きまして、3(2)特定非営利活動法人通院移送センタータンポポの更新登録の協議に入ります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、特定非営利活動法人移送センタータンポポの更新登録協議について、ご説明いたします。

資料2の要件確認表をご覧ください。表の見方につきましては、先ほどと同様です。

まず、1番目「運送主体」、「事務所」につきましては、変更はございません。

2番目「法令順守」、「宣誓書」につきましても変更はございません。

3番目「旅客から収受する対価」ですが、運送の対価以外の対価の一番下に記載されております介助料金について、前回申請時は身体介助30分400円となっておりますが、今回は院内介助300円へ変更となっております。

4番目「使用車両」ですが、全体の合計台数に変更はございませんが、前回申請時と比べて、普通車両が3台から5台へ、福祉車両が8台から6台へ変更となっております。車両5台以上ということになりますので、運行管理責任者の安全運転管理者証の写しの確認を事務局で行っております。

5番目「運転者」です。前は6名でしたが、1名減って計5名となっております。名簿は5ページ目でございますので、後ほどお目通しいただければと思います。各運転者につきましては、免許証、講習受講等の確認をさせていただきました。

6番目「輸送の安全及び旅客の利便の確保」についてです。7ページ目をご覧ください。

1 (イ) 整備管理の責任者、下の (ウ) 運行管理の責任者の代行者、整備管理の責任者に変更がございました。

裏面の 8 ページをご覧ください。3 番目の苦情処理体制の苦情処理担当者に変更がございました。

資料 2 の要点確認表にお戻りください。

7 番目「運送対象」です。会員数に変更がありました。イ身体障害者146名で登録会員数も同じく146名となっております。登録会員数全体としては、前回よりも18名少なくなっております。

8 番目「損害賠償措置」につきましては、変更はございません。保険証の写しにて、対人、対物無制限の加入を確認しております。

最後になりますが、17ページ、18ページ目の運送実績把握資料をご覧ください。

こちらも団体の 3 か年の運送実績とのデータをお示ししているところです。協議にあたり、参考資料としてご参照いただければと思います。事務局からは以上になります。

会長 では、説明が終わりましたので、補足説明がありましたら通院移送センタータンポポさんの方からお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

通院移送センタータンポポ 補足説明はございません。

会長 はい。わかりました。皆様の方から何か質問がありましたら、どうぞよろしくお願いいいたします。

委員 対価の部分で、身体介助30分400円が、院内介助 1 回で100円。これはどういったご事情なのでしょう。

通院移送センタータンポポ 福祉車両を使って車いすで移動する方が多くいらっしゃるのですけれども、車から車いすで降りた時の乗降介助と身体介助とするよりも、車いすに乗ったまま病院の透析室へお連れする形になるので、院内介助として単価的に安くするようにやっています。

会長 時間単価から、1 回単価にしたということですね。

通院移送センタータンポポ そうということです。30分までかかりませんので。

委員 複数乗車について、例えば13ページの実績報告を見ますと、No 3 から 7 のご利用者さんを 5 人お乗せしたということですか。

通院移送センタータンポポ そうということです。

委員 うちお 2 人が乗降介助と院内介助をご利用になったということですか。

通院移送センタータンポポ 奥様がついてこられたりした場合はつきません。ご本人だけという形になると思います。奥様が同伴して、車からお連れしたり、院内にお連れする場合は、私たちは介助についておりません。

委員 同じ介護の輸送で、このお 2 人が乗降介助と院内介助をお使いになられているのは、介助員も同乗していたのですか。

通院移送センタータンポポ 介助は運転手がやっています。

委員 お 1 人お相手したら、車に戻ってということですか。

通院移送センタータンポポ そういう形になります。

委員 なるほど。行先は透析ですか。

通院移送センタータンポポ ほとんど全員透析です。

委員 もう少しお聞きしたいのですけれども、大型の車両で、なおかつリフト付きの車ですか。

通院移送センタータンポポ 一番人数を多く車いすの方をお連れするのはキャラバンです。一番多いときは、1回で3台ぐらい乗せて、午前中に何回も移送しているときは5台、6台というのもあります。その日によっても違いますけれども。

委員 いわゆるリフト付きなので福祉車両ですよね。前回と比べて、所有車両が8台から6台に減少しているのですけれども、そういうニーズが減ったのか、車両数の変動の理由を教えてください。

通院移送センタータンポポ 普通車両が多くて、福祉車両が少なくなっているというのは、普通車両の方は、軽自動車が多いのです。軽自動車の場合は、福祉車両という登録ではなくて、あくまでも後ろの座席を倒して車いすが乗るような形になっているもので、それは全部普通車になっています。普通車両という扱いになりますので、車いすが乗っても福祉車両という形にはなっていません。

委員 ご利用者さんは全員、身体障害者ですか。

通院移送センタータンポポ 透析の場合は、そうなります。

委員 必ずしも車いすをご利用ではない方もいらっしゃるのですか。

通院移送センタータンポポ 全部ではないです。少し前に比べると車いすの方が多くなっているけれども、全員が車いすということではないです。

委員 福祉車両は、結果的にそれなりに大きな車両が該当するということですか。

通院移送センタータンポポ そうですね。結局、車いす1台乗せる軽自動車は、登録上、普通車になっていますので。

委員 車いすで相乗りできる車両は何台ぐらいあるのですか。

通院移送センタータンポポ 福祉車両で登録するのは、書いてあるように6台です。

委員 車いすで普通に乗車が可能な車両ということですか。

通院移送センタータンポポ そうです。

委員 タクシーは、複数乗車ということが基本ないものですから比較のしようもないのですが、複数乗車のシェア、回数と申しますか、それはどれぐらいあるのでしょうか。

通院移送センタータンポポ 透析患者さんをお連れする場合は、複数乗車の回数が結構多いです。方向的に、時間的な制約があって、何時ごろまでに病院に連れて行くということになりますので、同じ方向の方を4人とか5人とか乗せることはあります。回数的には多い方だと思います。単独もあるのですけれども、複数で乗っている方が多いと思います。

委員 人数ベースでいくと複数乗車の方が多いと思うのですけれども。車が動いた回数ですよね。1回の輸送でお1人なのか、複数なのかという割合です。

通院移送センタータンポポ 割合的には、複数乗車の方が7割か8割だと思います。単独もありますけれども、単独でお迎えに行ったりすることは、朝のお迎えのときには非常に少ないです。

委員 わかりました。

副会長 今のことに関連して、複数乗車で同じ病院にお連れするということですか。

通院移送センタータンポポ そうです。

副会長 病院側は、何人か複数で来ることを把握していらっしゃるのですか。

通院移送センタータンポポ　そうです。

副会長　予約をとるときに、時間は患者さんの方で調整されているのですか。

通院移送センタータンポポ　病院から言われるのです。それに合わせてお迎えに行って、大体何時に着くということを話しています。病院の方もそれは把握していて、透析のベットも準備されています。

副会長　調整された結果を聞いて、お迎えに行くということですね。

通院移送センタータンポポ　そうです。何時に入れてくださいということで。時々、患者さんの都合で変わるときもありますけれども、こちらにもお知らせいただいて、それに合わせてこちらが調整することはあります。

副会長　わかりました。

委員　7の運送対象者、態様の種類で、身体障害者ばかりになって、要介護や要支援の方がなくなりました。制度的なものか、それとも特別な事情があるのですか。

通院移送センタータンポポ　今現在、146名が透析をやっている方で、透析をされている方は全部、身体障害者手帳を持っていらっしゃいます。

委員　要介護とか要支援の方も、その手帳を持っているから、全員、身体障害者ということですか。

通院移送センタータンポポ　はい。

委員　そうすると、以前は数字が重複した形で出していたのですか。この中で、要介護や要支援の方は、両方に名前が出ていたのですか。

通院移送センタータンポポ　両方という方は、本当に人数は少ないです。

委員　重複してカウントされていたわけではないのですね。

通院移送センタータンポポ　今回の146名は、透析の患者さんばかりなので、要介護や要支援の方ではなくて、身体障害者の方という形になります。

委員　前回のときは、要介護や要支援の方は、透析の人ではなかったのですか。

通院移送センタータンポポ　透析ではない人もいました。

委員　要支援や要介護で、透析ではない人はどうしたのですか。もう利用されなくなったのですか。

通院移送センタータンポポ　利用されなくなった場合が多いです。

会長　手帳自体は一緒に持つことはできるのですけれども、多分わかりやすいように、手帳については全部寄せましたということで、その中に要介護認定者や要支援認定者がいるかもしれないけれども、この表記上は一方に寄せましたという説明でよろしいですか。

通院移送センタータンポポ　はい。

委員　要介護や介護支援の方は、前回いらっしゃったのですけれども、やめた方というのは何を理由にやめられたのか。例えば、透析がメインになってきたので利用しなくなったとか。

通院移送センタータンポポ　それよりも、ほとんどが透析の方なので、透析の方にある程度、寄せた部分があります。146名全員が透析の方なので、要介護、要支援の方が中にはいらっしゃったかもしれませんが、透析の方は、身体障害者手帳を持っていらっしゃいますので、そちらの方にしたという形です。

委員　前回の要介護や要支援の方を足しても146人にならないので、以前から透析では

ない方もいらっしゃるけれども、透析ではない方もおやめになったのかなと思ったのです。

通院移送センタータンポポ そういうことではないです。

委員 透析というのは、病院で送迎をやっていらっしゃることもあると思うのですが、そういった方とは重複しないようになっているのですか。

通院移送センタータンポポ 病院で、月・水・金の方は、この方とこの方というように人数を病院の方で把握していますので、こちらは、言われたとおりに送迎しております。

委員 送迎をやっていらっしゃる病院さんに運んでいるということですか。

通院移送センタータンポポ ご自分の病院で、こちらの方に送迎を委託しますということで頼まれてやっています。

会長 今委員がおっしゃっているのは、自前でやっているところもあるので、そこと競合しないのかということだと思うのですが、1か所で委託を受けてやっているということなので、自前のところは自前でやっていますということですね。

通院移送センタータンポポ はい。

委員 旅客の範囲に関連して、書類の整合性の話なのですが、2ページ目で、運送しようとする旅客の範囲、イ、ロ、ハに があると思うのですが、明示上の整理をして、ロとハはやらないということであれば、後で削除していただきたい。

通院移送センタータンポポ はい。わかりました。

委員 中身は今お話を聞いてよくわかりました。中身に問題があるとかという話では決まらせていません。前の話に戻りまして、対価の話で、今回身体介助から院内介助ということで、計算の仕方も変わってくると思います。身体介助はおやめになるということですか。

通院移送センタータンポポ 身体介助を時間でやるという形は、やめることになります。

委員 単発ではやるということですか。

通院移送センタータンポポ いえ、そういう形をとらないでやるつもりです。

委員 サービスをやめるというよりは、料金に適用しないから、これが身体介助という記載はやめたということですか。

通院移送センタータンポポ そうです。

委員 身体介助自体は、今までどおりやるのですか。

通院移送センタータンポポ 身体介助自体が介護の方できちんとした形でやらなくてはいけないことなので、運転手ができることではないですから。身体介助としてはやらないということです。

委員 運転手がやれる院内介助に変えるということですか。金額だけではなく、やる内容も、この表にあわせて変えるということですか。

通院移送センタータンポポ そうということです。

委員 わかりました。

会長 ほかにございますか。ないようでしたら、更新登録に向けての協議は整ったものといえます。通院移送センタータンポポさん、ありがとうございました。

では、本日の議題は全て終了となります。最後に、事務局より、次第4「今後のスケジュールについて」お知らせ願います。

(4) 今後のスケジュールについて

事務局 令和2年度につきましては、更新登録団体がいないため、現在のところ本協議会の開催予定はございません。新規登録の協議が必要になった場合には、別途ご連絡をさせていただきます。

また、本協議会にかかる委員の任期についてですが、令和2年9月30日までとなっております。次期の第九期の任期は10月からとなりますので、委員の依頼につきましては8月頃にさせていただく予定です。

令和3年度のスケジュールにつきましては、更新登録協議を7月と11月に予定しております。以上となります。

会長 来年度につきましては、今のところ、新規がない場合は、この協議会は開けないということになります。

ただし、委員の委嘱がありますので、それについては別途ご相談させていただきたいと考えております。

新規登録協議があった場合は、またお知らせして協議会を開催させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 一つだけよろしいですか。コロナのことに関連しまして、私は、例えば、1人で公共の乗り物に乗れないといったときに、ヘルパーさんをお願いするのですが、ヘルパーさんが今、高齢の方の対処で忙しくなってしまう、なかなか手が回らなくなっていることがあります。タクシーに乗ろうと思っても、タクシーはなかなか難しいということもあって、どこには相談したらいいのでしょうか。

会長 障害の場合であると、移動支援という形が使えます。ですので、移動支援を使っただけ、ヘルパーさんに一緒に乗り込んでいただくということがタクシーの場合ではできるかと思えます。

あとは、ヘルパーさんということで、乗降介助を使うかどうかということかと思えますけれども、サービスをいろいろと組み合わせて使っていただくのが一番いいのかと思っています。

障害のサービスについては、総合福祉事務所の障害者支援係が窓口となっておりますけれども、全体的なサービスについては障害者サービス調整担当課でやっておりますので、困っていることがありましたら、具体的にお伝えいただいて、どういうサービスが使えるのかお聞きいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員 ありがとうございました。

会長 よろしいでしょうか。

では、大変お忙しい中、皆様にご協力いただきまして、ありがとうございます。本日は、これにて閉会いたします。ありがとうございました。